

美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付要綱

令和4年3月30日告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の推進を図るため、予算の範囲内において町内のドナー及びその者が勤務する町内の事業所等に対し、美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植及びドナー登録の増加に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示においてドナーとは、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者であって、かつ、町内に住所を有している者をいう。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金交付の対象となる者及び助成金の額は、次の各号に定める。

(1) ドナー助成事業

町の徴収金等の滞納がないドナーに対し、骨髄等の提供を行うため、通院又は入院する場合に応じ、それぞれ次に掲げる額。ただし、1回の骨髄等提供につき10万5千円を限度とする。

ア 通院 1日当たり 5千円

イ 入院 1日当たり 2万円

(2) 事業費助成事業

前号のドナーが勤務する町内に住所を有し、町の徴収金等の滞納がない事業所等（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。以下「事業所」という。）に対し、当該ドナーが骨髄等の提供を行うため休業する日数1日当たり1万円。ただし、1回の骨髄等提供につき9万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院は、次に掲げるものとする。

(1) 健康診断又は自己血採決のための通院

(2) 骨髄等の採取のための入院

(3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 町の徴収金を滞納している者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号から第5号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴

力団員と密接な関係を有する者

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業所助成事業については、当該ドナー助成金の対象者の当該骨髄等の提供につき、当該事業所又は他の事業所が本町又は他の自治体を実施する骨髄等の提供に係る同種類の助成金等を受けている場合には、当該事業所は対象としない。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ドナー助成事業にあつては美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に町長に提出しなければならない。ただし、90日以内に提出できない場合でやむを得ないと町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 事業費助成事業にあつては美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に町長に申請しなければならない。ただし、90日以内に提出できない場合に町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類の写し
- (3) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び助成金額の交付)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに審査を行い、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に対し、美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、助成金を速やかに交付するものとする。

2 町長は、助成金を交付しないことを決定したときは、美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、申請者が偽りその他の不正の行為によって助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日以降に実施した骨髄等の提供について適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

美咲町長

様

申請者

住所

氏名

美咲町骨髓・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）

美咲町骨髓・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金の交付を受けたいので、美咲町補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。また、交付決定された助成金を請求します。

申請者住所	〒			電話	-	-
フリガナ				生年月日		
申請者氏名				⑨	年 月 日	
申請金額				円		
骨髓等の提供で通院した日	年 / / / / /			(日間)		
骨髓等提供で入院した期間	年 月 日 ~ 年 月 日			(日間)		
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・信用金庫 労働金庫			本店 支店 出張所	
	預金種別	普通・当座	口座番号			
	フリガナ					
	口座名義人					

注）太枠の内をご記入下さい。

※口座は申請者個人の名義であること。

【確認事項】 にチェックを入れてください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。町が必要な場合には、警察に照会することを承諾します。

《添付資料》

- ① 公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- ② 骨髓等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- ③ 町内に住所を有することが確認できる書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- ④ その他町長が必要と認める書類

美咲町長

様

申請者
所在地
事業所名
代表者名

美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）

美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金の交付を受けたいので、美咲町補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。また、交付決定された助成金を請求します。

申請者	所在地	〒		
	事業所名 代表者名	電話 ー ー		
フリガナ				生年月日
ドナー氏名				年 月 日
申請金額	円			
対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日（日間）			
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・信用金庫 労働金庫		本店 支店 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

注）太枠の内をご記入下さい。

※口座は申請者の名義であること。

【確認事項】 にチェックを入れてください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。町が必要な場合には、警察に照会することを承諾します。

当該ドナーに係る骨髄等提供につき、助成金等の交付申請は、他の自治体には行っていません。

ドナーの個人情報、匿名性を担保している骨髄バンク事業の特殊性に鑑み、取扱いには細心の注意を持ってあたります。

《添付資料》

- ① 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- ② 骨髄等の提供に係る通院又入院した日を証する書類の写し
- ③ ドナーとの雇用関係が確認できる書類（雇用証明書等）
- ④ ドナーの住所が確認できる書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

美咲町長

美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金については、次のとおり交付することを決定したので、美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美咲町長

美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金については、不交付と決定したので、美咲町骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

不交付決定の理由